

令和7年4月30日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、ワタナベボクシングジム(以下「ワタナベジム」という)所属ボクサーである菊地 隼斗(ライセンス№51628)選手を令和 7 年 4 月 29 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由：ワタナベジム菊地 隼斗選手は、令和 7 年 4 月 30 日の試合の前日計量において計量失格した。

この事は競技としてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は菊地 隼斗選手を令和 7 年 4 月 29 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づきワタナベジムのマネージャーである中島 敏 (ライセンス№30604)氏を戒告処分とする。

理由： 中島 敏は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人 日本ボクシングコミッション